

子ども・子育て支援新制度の策定に伴う、各種基準を定める
パブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 26 年 6 月 5 日（木曜日）から平成 26 年 7 月 4 日（金曜日）まで

2 意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数 5 人

(2) 意見の件数 2 2 件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数(件)
1	条例・計画等に反映させたもの	1
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	0
3	今後の取組において参考にするもの	14
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他(感想・質問等)	7
	合計	22

4 意見と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	反映区分
1 保育の必要量の支給認定に関する基準骨子案について			
1	厚木市の子育て支援を充実させるためにも、労働時間の下限は48時間にすること。また、一時預かりで対応可能な短時間就労の保育利用が、必要に応じて確保できるように整備すること。	本市の現行の下限時間は、月64時間としておりますが、平成26年4月の待機児童数は、28人となっております。未だ待機児童の解消には至っていない状況です。下限時間を引き下げるとは、保育所入所基準の緩和となりますが、保育所入所希望者の増加が見込まれることも想定されますので、下限時間については、現行と同様に64時間としたいと考えております。 また、64時間に満たない方や、多様な就労形態の保護者に対応するため、現在、特定保育事業を実施しておりますが、新制度においても保護者のより多くのニーズに応えることができるよう、検討してまいります。	3

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案について			
2	<p>国の基準に、特別な事情が認められる場合は、満3歳以上も利用可能とある。</p> <p>子育て日本一を目指す厚木市においては、満3歳以上の利用については、保護者が希望する場合、満3歳以降も可能とすること。</p>	<p>3歳以上の子どもは、集団生活の中で育つことが、発達段階で重要であると考えられていることから、家庭的保育事業等の対象は、原則として3歳未満で設定しております。本市としましても、特別な事情が認められる場合は、満3歳以上も利用可能という国の基準に従ってまいります。</p>	5
3	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市独自基準として暴力団排除を記載しているが、特定教育保育及び特定地域型保育の基準にも暴力団排除の項目があるので、特定教育保育及び地域型保育事業のみに記載してあればいいと思う。</p>	<p>家庭的保育事業等と特定地域型保育事業等につきましては、名称は国の基準等により異なりますが、内容は地域型保育事業に関することであり、特定教育保育及び特定地域型保育事業等の条例に記載してあれば、家庭的保育事業等の条例に記載する必要はありませんので、御指摘のとおり家庭的保育事業等の条例から暴力団排除の項目につきましては、削除いたします。</p>	1
3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案について			
4	<p>放課後児童支援員の研修について、厚木市内で行う計画はありますか。受講しやすい様に、県主催でも会場を各市町村で行える様、検討していただければと思います。</p>	<p>放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了することになっております。研修の会場について、各市町村での開催を神奈川県に要望してまいります。</p>	3
5	<p>現在の要綱の項目で、条例の項目にない内容についてですが、対象学年は国では6年生までとしていますが、是非厚木市も検討してほしいです。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度に伴う児童福祉法の改正では、個々の放課後児童クラブにおいて、小学6年生までの受入れが可能となりますが、本市が運営する留守家庭児童クラブにつきましては、小学3年生までの受入れと場の整備を図り、待機児童の解消を進める中で、対象学年の拡大について検討を進めてまいります。</p>	3

6	<p>非常災害対策について</p> <p>非常口について、非常階段を非常口とする考え方でよいですか。非常口の掲示が必要ですか。</p> <p>非常災害に必要な設備と具体的計画について、国の基準とはどこまでか、市として具体的にどこまでを考えていますか。</p> <p>避難訓練及び消火訓練の定期実施について、定期的とはどの位の間隔ですか。</p> <p>非常災害対策について書面での計画および実施報告義務がありますか。</p>	<p>非常口とは、火災・事故などの非常時の避難に使用する出入口と考えています。</p> <p>なお、非常口の標識については、消防法に基づく設置が必要となる場合がありますので、個々の事業所ごとの対応が必要となります。</p> <p>事業者の責務として、火災、風水害、地震等の発生を想定し、消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設置するとともに、非常災害の予測又は発生時の行動手順、役割分担、緊急連絡体制等を明らかにした計画を立て、非常災害に対する意識の向上と訓練に努める必要があるものと考えております。</p> <p>「定期的」な訓練の実施については、一定の継続性が必要であることや、小学校の学期の区切りにおいて児童の入れ替わりが想定されること等諸般の事情を考慮し、少なくとも年2回以上実施することが望ましいと考えております。</p> <p>非常災害対策について、常に書面の報告をする義務はありませんが、市は基準を維持するため、事業者に対して必要に応じて、報告、質問、立ち入り、検査を行う場合があります。</p>	5
7	<p>専用区域について、静養スペースとして、決められたスペースを確保することが難しい場合でも、具合が悪い児童を静養させる場合に、その都度スペースを確保する等の工夫でも可能ですか。</p>	<p>専用区域に静養スペースがなく、別の部屋に設置されている場合でも、静養するための機能を備えているものとして取り扱って差し支えありません。</p>	5
8	<p>苦情への対応について、受付窓口は、外部(第三者)も必要としますか。</p>	<p>苦情受付窓口につきましては、事業者第三者機関の設置を義務付けるものではありません。</p>	5

9	<p>関係機関との連携 何か具体的な方策がありますか。 事業者連絡会の様なものを開催する 計画が必要ではないかと思ひます。</p>	<p>事業者は、市町村、児童福祉施設、 利用者の通学する小学校等関係機関と の密接な連携により、利用者の支援に 当たらなければならないとしております。 事業者連絡会等を開催する計画は 今のところありませんが、市といたしまして は、事業者に対して、放課後児童健全 育成事業に関する情報の提供に努めて まいります。</p>	5
10	<p>事故発生時の対応で、施設側が市には どの程度の事故に関して報告することにな りますか。報告する上で、判断基準を設定 するとわかりやすいと思ひます。</p>	<p>事故発生時の市への連絡すべき目 安については、今後、検討してまいりま す。</p>	3
11	<p>趣旨において「保護者が就労等により昼 間家庭にいない子ども」とあるが、今日の子 育て環境において家庭での保護者の在り 方は多岐にわたる。自営や在宅勤務、ある いは夜勤の為の休息などが「就労等」に含 めるのは当然のこと、親自身の病気(精神 的なものも含め)、産前産後、同居家族等 の介護・看護、あるいは虐待や DV の恐れ がある等、未就学児で「保育が必要とする 事由」に該当する事柄を学童保育にも援 用して運用されることを望みます。</p>	<p>既に、本市の留守家庭児童クラブで は、児童福祉法に基づき、保護者が就 労により昼間家庭にいない児童や、疾 病、介護等により昼間家庭での養育を 受けることができない児童の受入れを行 っております。</p>	5
12	<p>放課後児童クラブを必要としている、す べての子どもたちに平等な給付制度を導 入してください。</p>	<p>民間が運営する児童クラブに対しまし ては、補助金を交付し、新たなクラブの 創設支援や利用者負担の軽減等を図る ための支援を行っております。 民間児童クラブの補助金を含め、保 育を必要としている利用者の視点に立っ た支援の在り方について検討してまいり ます。</p>	3
13	<p>新制度においては放課後児童健全育成 事業の対象が1～6年生となります。それ に伴って、どの学童保育を利用して1～6 年生が補助を受けられるよう補助対象を 拡充してください。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度に伴う児童 福祉法の改正は、放課後児童クラブに おける、6年生までの受入れを義務化し たものではありません。 なお、民間児童クラブの補助金の交 付対象学年の見直しについては、制度 のスタートに併せ検討を進めてまいり たいと考えております。</p>	3

14	<p>利用者を平等に取り扱う原則について、児童福祉法第34条2項の規定によれば、第5条 2「利用者の人権に充分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重」とある。現在の公設公営の児童クラブにおいて、利用者の優先順位を守ると「ひとり親家庭の子、障がいを持つ子」が公設に残り、それ以外の子が3年生に達していないのに児童クラブを出される現実があると聞いた。学童期の子どもは自分が置かれている家庭や心身の状況を自分で理解できる年齢であり、残された子、出された子、ともに区別(差別)されていると認識できる。子ども自身ではどうすることもできない状況でこのような区別がなされることは人権の尊重とはとても言えない。同じく、利用料の格差が原因で民間から公設クラブへ移動させられることも、子どもを尊重した仕組みではない。</p>	<p>今回の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、利用者を平等に取り扱う原則を定め、事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならないと規定してまいります。</p> <p>条例に基づき、子どもたちの置かれている状況に充分配慮し、対応してまいります。</p>	3
15	<p>公設の児童クラブに希望する児童が全員入所できない状況で、それでも学童保育を必要とする家庭にとっては料金が高くても民間の学童保育に預けなければなりません。一方公設と民間では利用者負担に大きな開きがあるため、せっかく民間に入っても公設に空きが出たといわれればそちらへ移動するのは親の立場からすれば当然のことです。しかし移動させられる子どもからしたら、せっかく慣れた、あるいは慣れようとしていた環境からまた新しい場所へ移されることはたいへんなストレスではないでしょうか。そうした子どもへの不利益が出ていることも、現在の公民格差による大きな弊害です。是正を望みます。</p>	<p>今回の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、公設・民間を問わず事業者の責務、設備の要件、職員の配置体制、開所時間・日数など、放課後児童クラブを運営していく上での最低基準を規定してするもので、設備と運営面については、公設、民間を問わず、一定の水準で行われることになります。</p> <p>今後、様々な視点から、放課後児童クラブの利用者負担の在り方、受入時間などの協議、検討を進め、学童保育への高まるニーズに対応してまいります。</p>	3
16	<p>放課後児童クラブを利用させていただいていましたが、高学年にも拡大して欲しい。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度に伴う児童福祉法の改正は、放課後児童クラブにおける、小学6年生までの受入れを義務化したものではありませんが、本市が運営する留守家庭児童クラブにつきましては、小学3年生までの受入れと場の整備を図り、待機児童の解消を進める中で、対象学年の拡大について検討してまいります。</p>	3

17	<p>夏休みなど長期の休みになると、一日家で親の帰りを待つのも不安だと思し親は大丈夫かな？と心配しながら仕事をしている状態です。</p> <p>昔とは違い、共働きの方が多く、そばに頼れる親もおらず保育園のような一時預かりを小学生にも実施して欲しい。</p>	<p>増加する学童保育の多様なニーズに対応するため、関係機関との連携、調整を図りながら、学童保育の場の確保に努めてまいります。</p>	3
18	<p>今後、学校の空き教室を利用した放課後児童クラブをしていくのであれば、そこに民間学童保育も参入できるような仕組みを考えてください。</p>	<p>本市では、関係機関との連携、調整を図りながら、小学校の余裕教室等を活用した留守家庭児童クラブを運営してまいります。</p>	3
19	<p>基準を定める条例が制定されますが、参入を希望する事業者が、設備・運営基準を満たしている場合事業ができるようにし、今までのように2本立ての制度で利用料の格差を作らないようにすること。</p> <p>働き方の多様性にあわせて、通常学童保育を利用する必要の無い児童に対して、長期休暇時には保育が必要な児童が、安心して利用できる制度にすること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度に伴う児童福祉法の改正では、国、都道府県及び市町村以外の者は、あらかじめ、市町村長に届け出て、放課後健全育成事業(放課後児童クラブ)を行うことができるとしております。</p> <p>今後につきましても、増加する学童保育の多様なニーズに対応するため、事業者の支援に努め、学童保育の場の確保に努めてまいります。</p>	3
5 その他について			
20	<p>「子ども・子育て支援新制度」について、専門的用語も多く資料の中に説明もなく理解しづらい。</p>	<p>新制度の概要については、巻末に用語の定義を掲載いたしましたが、条例案については国が定めた基準等に記載されている用語を、そのまま引用しております。</p> <p>したがって、御指摘のとおり、専門用語により、理解しづらい部分もございますので、参考資料の作成に当たっては、より分かり易い表現に努めてまいります。</p>	3

21	<p>市民へ昨年未行ったアンケートの内容を是非厚木市の計画に反映させていただきたい。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度ニーズ調査につきましては、平成 27 年度から新たにスタートする「あつぎこども未来プラン」を策定するに当たり、幼児教育・保育・地域の子育て支援の今後の利用希望を把握するために平成 25 年 11 月に実施いたしました。</p> <p>今後、この調査結果の分析を基に、「あつぎこども未来プラン」を策定してまいります。</p>	5
22	<p>最適で豊かに子育てでき、子どもが育つ環境づくりを目指して下さい。</p> <p>夏休み中の子育てをどう支援していくのが大切です。</p> <p>小学生にとっての放課後を支援していくことが大切だと思います。</p>	<p>いただいた御意見は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりに向け、参考にさせていただきます。</p>	3

4 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 こども育成課
- (2) 連絡先 046-225-2262